

民法改正に伴う
キャリタス UC 利用約款改定のお知らせ

2020年4月1日に、改正民法が施行されます。今回の改正では「定型約款」が定義され、その変更に関する要件が定められます。これに合わせ、キャリタス UC 利用約款の一部を2020年1月27日より改定いたします。

▼参考リンク：法務省「民法の一部を改正する法律（債権法改正）について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

また今回の改定に合わせ、データ分析業務に関する条文を追加いたします。これはキャリタス UC のサービス向上を目的とした分析業務に限るもので、個人を特定しない形式データを取得し、目的外の利用を一切行わない旨を規定するものです。

■対象となる条文

第16条（約款の変更）

1項

<変更前>

運営管理者は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1か月以上前から適用開始日まで、変更条件をキャリタス UC において掲載するものとします。

<変更後>

運営管理者は、以下の場合に、運営管理者の裁量により、本約款を変更することができるものとします。

(1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

(2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

運営管理者は、本約款について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます。）の適用開始日の1か月以上前から適用開始日まで、変更条件をキャリタス UC において掲載またはメールにて通知するものとします。

<4項を追加>

4. 変更後の本約款の適用開始日以降に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、本約款の変更同意したものとみなします。

第 17 条（運営管理者の機密保持義務および個人情報の取扱い）

1 項

<変更前>

運営管理者は、利用者のキャリアタス UC の利用により、利用者がキャリアタス UC インターフェイスに登録した登録情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該利用者の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、運営管理者は会社情報等および個人情報（JIS Q 15001 の定義に従うものとし、以下「個人情報」といいます。）をもとに当該利用者および学生等の個人を特定できない形式による統計データ等を作成し、当該統計データ等につき、何らの制限なく利用することができるものとします。

<変更後>

運営管理者は、利用者のキャリアタス UC の利用により、利用者がキャリアタス UC インターフェイスに登録した登録情報等を機密として厳重かつ適正に取り扱うものとし、当該利用者の同意を得た場合を除き、第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、運営管理者は会社情報等および運営管理者が取得した利用者の個人情報（JIS Q 15001 の定義に従うものとし、以下「個人情報」といいます。）をもとに当該利用者の個人を特定できない形式による統計データ等を作成し、当該統計データ等につき、何らの制限なく利用することができるものとします。

<4 項を追加>

4. 利用者は、サービスの改善を目的としてキャリアタス UC 利用に関するデータ分析業務を運営管理者に委託することができるものとします。その場合、運営管理者は利用者の承諾の下、個人を特定できない形式により統計データ等を作成し、利用することができるものとします。当該統計データはサービス改善の目的のみに利用し、他の目的での利用および第三者への開示・漏洩等は一切行いません。

4 項の追加により、これ以降の項番を修正

4 項⇒5 項

5 項⇒6 項

6 項⇒7 項

7 項⇒8 項

8 項⇒9 項

9 項⇒10 項

新 6 項（旧 5 項）

<変更前>

5. 運営管理者は、学生等の登録情報をキャリアタス UC サービス終了時または、卒業後 6 年まで適正に管理するものとします。卒業後 6 年を超える学生等の登録情報は、利用者への通知を以って破棄します。卒業年が不明なまま長期間放置されている学生等の登録情報については、キャリアタス UC への登録後 12

年を経過後破棄します。

なお、学生等が卒業したにも関わらず、卒業生への移行等を行わず長期間放置した結果生じた一切の損害については、運営管理者は賠償責任を負わないものとします。

<変更後>

6. 運営管理者は、利用者からの要請に基づき、学生等の登録情報をキャリアタス UC サービス終了時または、卒業後 6 年まで適正に管理するものとします。卒業後 6 年を超える学生等の登録情報は、利用者への通知を以って破棄します。卒業年が不明なまま長期間放置されている学生等の登録情報については、キャリアタス UC への登録後 12 年を経過後破棄します。

なお、学生等が卒業したにも関わらず、卒業生への移行等を行わず長期間放置した結果生じた一切の損害については、運営管理者は賠償責任を負わないものとします。

第 22 条（合意管轄）

1 項

<変更前>

本約款は日本法を準拠法とし、本約款および本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

<変更後>

本約款は日本法を準拠法とし、本約款および本契約に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。但し、当該管轄裁判所が法令に反すると判断される場合には、法令の定めによるものとします。

ご質問・ご確認等は、弊社営業担当もしくはキャリアタス UC カスタマーサポート
(メールアドレス： uc-school@disc.co.jp) までお問い合わせください
